

保護者の皆様

多摩市教育委員会

学校給食における飲用牛乳の対応について

多摩市では、完全給食の一環として飲用牛乳を提供しています。一方で、食物アレルギーやその他の疾患、特別な事情により飲用牛乳を飲むことができない児童・生徒がいます。また、飲用牛乳の提供停止の対象とならないために未開封のまま廃棄される牛乳が生じており、食品ロスが課題となっています。そこで、学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、「飲用牛乳停止届」を提出した場合に限り、飲用牛乳の提供を停止することとします。

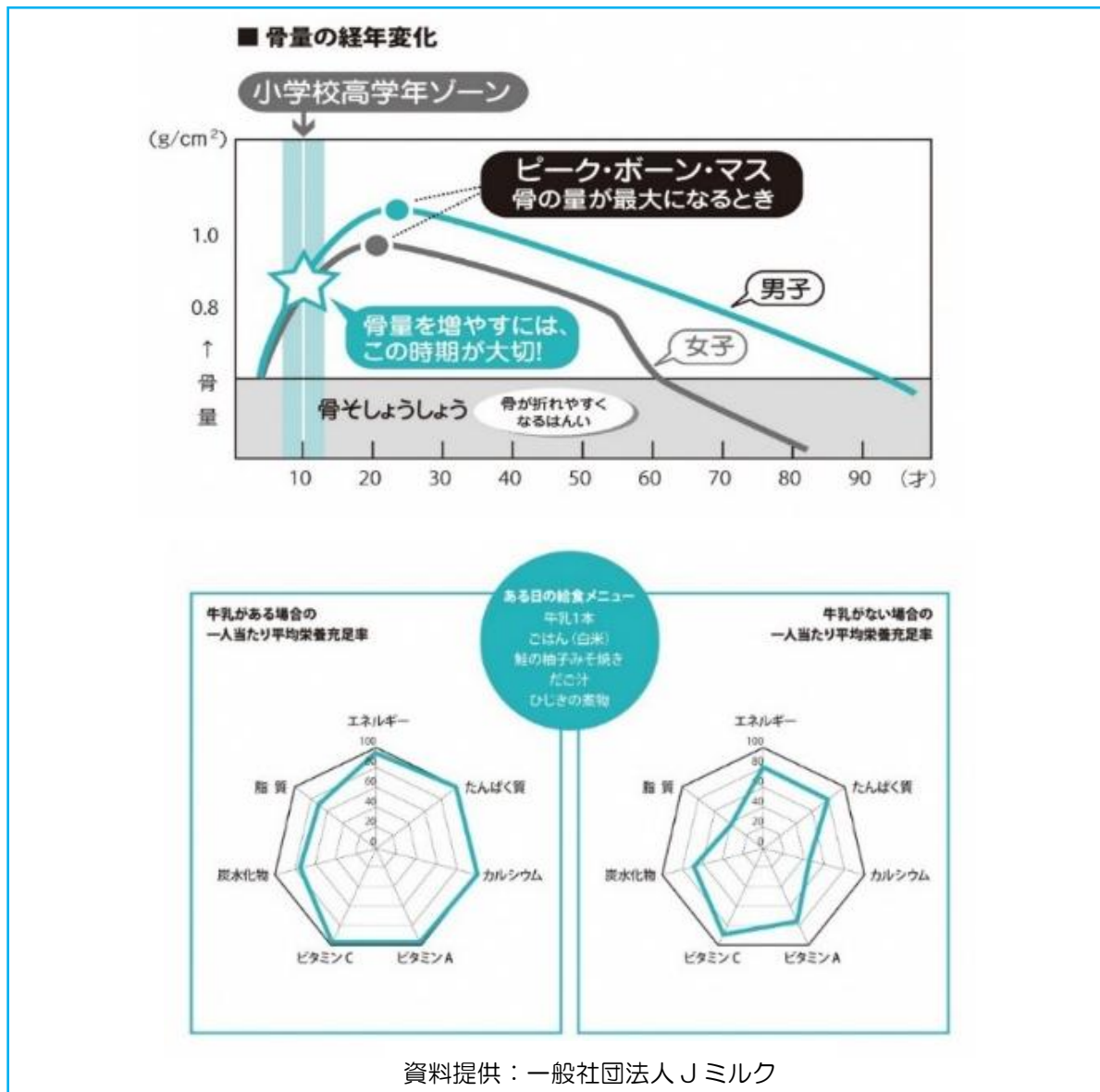
記

1. 学校給食における牛乳の必要性

日本の学校給食は、法律に基づいて教育活動の一環として実施されています。学校給食は、子どもの成長に必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスを考えた食事を全国の学校で提供しています。

多くの栄養素の摂取量が充足あるいは過剰になっている現在においても、カルシウムは日本人にとってもまだに不足しがちな栄養素です。このため、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」はカルシウムについて、1日に必要な摂取量の50%が学校給食で摂取できるよう設定しています。カルシウムは牛乳・乳製品や小魚、野菜など身近な食品に多く含まれることはよく知られています。食品の栄養素は、食べた量がそのまま体内に取り込まれるのではなく、一部は吸収され、残りは排泄されます。牛乳はカルシウムが豊富なだけでなく、吸収率が最も高い食品のひとつです。コップ1杯(200ml)に含まれるカルシウムは227mgで、吸収率は40%。小魚33%や野菜19%に比べて、より多くのカルシウムを効率よく摂ることができます。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成など、体づくりに利用されます。骨も皮膚と同じように代謝しており、全身の骨は生涯、生まれ変わり続けます。成長期には骨を大きく強くすることにも使われるため、伸び盛りの子どもは、大人以上にカルシウムが必要です。また、骨格の成長が完了し、最大骨量に到達する小児～青少年の発育期に、より高い骨量を得て丈夫な骨をつくっておくことが、女性の閉経後の骨粗しょう症予防、また男女問わず高齢期の転倒・骨折予防まで見据えた、生涯にわたる骨の健康につながります。

以上のことを考慮し、多摩市の学校給食では、特別な事情がない限り少しずつでも飲んでみようと思う気持ちを大切に、飲用牛乳の提供を推奨しております。



2. 飲用牛乳の停止対応をする理由

多摩市では、完全給食の一環として飲用牛乳を提供していますが、食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童・生徒がいるのが実情です。この度、体調不良等で飲めない児童・生徒に対して、医師の診断を求めずに保護者からの相談で牛乳の飲用を止めることができるよう教育委員会に請願が提出され採択されました。そこで上記1のとおり、学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、「飲用牛乳停止届」(以下「停止届」)の提出により、飲用牛乳の提供を停止できることとしました。

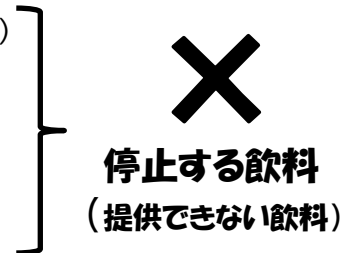
3. 飲用牛乳を停止する場合の対応

(1) 飲用牛乳の停止開始時期について

給食センターが「停止届」の写しを受理後、次の期間(①②③)から対応を開始します。停止開始は学期単位(①1学期：4月～7月、②2学期：9月～12月、③3学期：1月～3月)で行います。

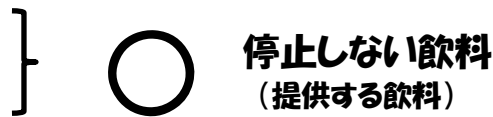
(2) 飲用牛乳代に含まれている「停止」する飲料（提供しない飲料）について

- ・ 飲用牛乳（ミルメークなど飲用牛乳の付属品を含む）
- ・ 発酵乳（ジョア、飲むヨーグルトなど）
- ・ 乳飲料（ミルクコーヒーなど）
- ・ 乳酸菌飲料等（ヤクルト、カルピスなど）
- ・ その他乳成分を含む飲料

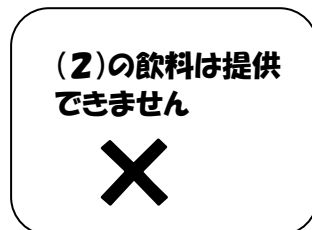


(3) 飲用牛乳代に含まれていない「停止」しない飲料（提供する飲料）について

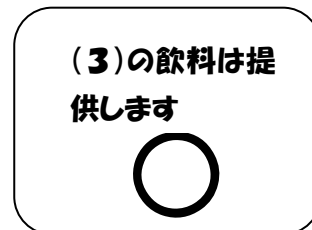
- ・ ジュース類
- ・ お茶類（緑茶、紅茶など）
- ・ その他乳成分を含まない飲料



※ (3) の飲料代は、給食費に含まれているため提供します。



**飲料代が飲用牛乳代金に含まれる
ので提供できません**



飲料代が給食費に含まれています



(4) 欠席などにより (2) の飲料が余った時の対応について

停止する児童・生徒に対しては、飲料代が含まれていないため、余っていても飲用することはお控えください。

(5) 不足するカルシウムの補填について

前記1. で説明した通り、牛乳には多くのカルシウムが含まれており、飲用牛乳を停止された場合は、学校給食で不足したカルシウムを補うことが難しいため、給食で摂取できない分は、各ご家庭で摂取いただきますようお願いいたします。

ご希望される方は、学校に「停止届」がありますので、担任の先生にお申し出ください。
また、「停止届」の提出は、学校が設定した日までをお願いいたします。

4. 申請時の注意事項

停止理由1または2を選択する場合は、以下の条件を満たしているか確認をお願いします。

(見本) 飲用牛乳停止届の停止理由欄

停止理由 (○をつけてください)
1. 食物アレルギー (アレルギー献立表提供者)
2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等情報提供資料申請者)
3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等)
4. その他 ()

1または2に該当する方は以下の連絡も受けています。

- ・アレルギー献立表提供申請書
- ・情報提供資料申請届
- ・疾病等による食物摂取制限など

【問い合わせ先】

多摩市立学校給食センター 南野調理所 TEL 042-371-2417

永山調理所 TEL 042-375-4661

見本				様式力
申請日 令和 年 月 日				
多摩市立 学校長 殿 多摩市立学校給食センター長 殿				
保護者氏名 _____				
飲用牛乳停止届				
食物アレルギー等により牛乳・乳製品を摂取することができませんので、学校給食における飲用牛乳(乳成分を含む飲料)の提供の停止を届出します。				
学年	組	児童・生徒氏名	停止理由 (○をつけてください)	
			1. 食物アレルギー (アレルギー献立表提供者) 2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等 情報提供資料申請者) 3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等) 4. その他 ()	
【停止する飲料と停止しない飲料について】				
停止する飲料		停止しない飲料		
飲用牛乳 (ミルメークなどの付属品も含む) 発酵乳 (ジョア、飲むヨーグルトなど) 乳飲料 (ミルクコーヒーなど) 乳酸菌飲料 (ヤクルト、カルピスなど) その他乳成分を含む飲料		ジュース類 お茶類 (緑茶、紅茶など) その他乳成分を含まない飲料 ※ 飲料代は給食費に含まれているので提供します		
※ 飲用牛乳以外の飲料については、献立表の下段及び配食参考例に牛乳停止の方への提供があるかないかを記載をいたしますので、ご確認ください。				
【届出にあたっての注意】				
※ 停止開始は学期単位 (1 学期: 4 月～7 月、2 学期: 9 月～12 月、3 学期: 1 月～3 月) で行います。学期の途中で飲用牛乳を停止することはできません。				
※ 食物アレルギーにより飲用牛乳を停止する場合は、学校の面談時において「学校生活管理指導表」で確認してください。				
※ 一度飲用牛乳を停止すると、再開の手続きを行うまで次年度以降も停止を継続します。(小学校から中学校へ進学する場合は、進学校に再度書類を提出してください。)				
※ 停止届の提出先は、児童・生徒の在籍校です。				
学校長	副校長	養護教諭	給食主任	
(学校は、受理確認後 写し を給食センターへ)				

令和8年9月更新